



うちなー健康経営宣言

第 1229 号

令和 4 年 11 月 21 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

企業は、従業員が心身ともに健康でなければ企業は成功なしと考え、「健康経営」を目標とし、その実践に向けた諸活動を、会社・協力会社そして従業員が一体となり取り組む体制づくりを推進して行きます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 運動機会の増進に取り組む。
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
8. 血圧管理に取り組む。
9. 感染症予防に取り組む。